

まちづくりの目標	4. 環境がよくなり、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち	主担当課	環境保全課
小分野	4 3 2 生活環境	関係課	

1. 第5次総合計画後期基本計画の成果と課題

	小分野	現状と課題	4年後のまち	指標	4年後のまちに向けて 実現できた主な成果	4年後のまちに向けて 残した主な課題												
第5次生駒市総合計画後期基本計画	342 公害対策	<p>市内環境の監視体制として、主要な大気汚染物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・雨水水素イオン濃度・降下ばいじんについて、県の常時監視を補完するため、市においても簡易測定を実施するとともに、有害大気汚染物質のうち指定物質及びダイオキシン類についても測定を実施しています。</p> <p>また、環境騒音の把握として一般環境騒音をはじめ、市内主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動の調査を実施し、状況の把握に努めています。</p> <p>大気汚染・一般環境騒音などほとんどの項目において一定の基準を満たしていますが、幹線道路での騒音が環境基準を超過し、光化学スモッグが発生するなど、引き続き公害防止対策を推進する必要があります。</p> <p>法令による規制と企業の努力により産業型公害は改善傾向にありますが、近年は生活騒音に見られるような都市生活型公害が増加傾向にあります。</p> <p>なお、環境の状況については、毎年環境白書にまとめ、情報の発信を行っています。</p>	① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。	<p>① 公害相談件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成	H21	H29	H30	状況	44	13	24	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・市内環境測定の実施 大気質及び水質の継続的な測定と騒音（一般環境騒音・主要幹線道路騒音）、振動の調査を実施した。 ・市内環境測定結果の公表 環境白書「生駒市の環境」を作成・発行するとともに、市ホームページに掲載し、大気、水質、騒音等の状況について周知を図った。 ・市内環境測定体制の見直し 測定地点、頻度の見直しを行い、環境基準を満足する地点の頻度を下げ、変化の激しい地点の頻度を増やし、環境保全上の監視強化に努めた。 ・特定施設、特定建設作業の届出指導 届出時のみならず現場において、届出どおりに防音・防振対策がなされているかを確認、指導して作業現場周辺の生活環境保全を図った。また、未届出事案について指導した。 ・公害防止の為に組織作り、啓発、公害発生時の指導 北田原町地内水質保全連絡協議会の活動を行った。 ・公害指導における関係行政機関との連携強化 水質汚濁等の広域に影響を及ぼす事象については国・県と連携をとり、被害拡大を防いだ。 	・特になし
				実績		目指す値	達成											
H21	H29	H30	状況															
44	13	24	◎															

343 地域美化・環境衛生	<p>本市では、生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化推進員のみなさんとともに駅前クリーンアップ作戦などの活動を通じてポイ捨て禁止の啓発活動、不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止や廃棄物撤去、違反広告物の撤去や空き地の適正管理など、環境美化・環境衛生に取り組んでいるほか、ペットのふん公害防止対策としてふん取り用袋・啓発パンフレットの配布や、わんわんアドバイザーの育成、イエローカード作戦を行っていますが、さらなる意識啓発と美化活動の推進が必要です。</p> <p>また、市営火葬場については、老朽化を踏まえた適切な管理に努めていますが、今後も適正な運営と維持管理が求められます。</p>		<p>① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。</p>	<p>① 1 不法投棄の回収件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301</td> <td>365</td> <td>163</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成状況	H21	H29	H30		301	365	163	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみガイドブックによる啓発 平成 27 年度に不法投棄禁止の内容を記載し、全戸配付した。 ・市ホームページで啓発 ・不法投棄パトロール 週 1 回実施し、不法投棄ごみを撤去・処理した。 ・監視体制の強化 防犯カメラを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不法投棄や空き地の不適正管理は、社会経済情勢等の影響によることも多いと思われるが、きれいなまちを実現するためには、効果的な啓発を継続して実施することが重要である
				実績		目指す値	達成状況											
H21	H29	H30																
301	365	163	×															
<p>① 2 空き地等適正管理指導件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54</td> <td>59</td> <td>50</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成状況	H21	H29	H30		54	59	50	×	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化活動への支援 6 月の環境月間等に自治会内での道路、水路、公園等の清掃活動を実施された自治会にごみ袋の配布や回収を行うなどの支援を行った。 ・動物愛護推進者の育成 ・ペット公害の防止 飼い主のいない猫の避妊去勢手術費補助を実施した。 ・環境美化推進員の委嘱 市民等の中から推進員を委嘱し、市内 9 駅でクリーンアップ作戦等を実施した。 ・市営火葬場の維持管理 定期的な点検や修理を行い、常に最良の状態で使用できるようにした。耐震診断も行った。 ・空き地の適正管理指導 不良状態の空き地の所有者に勧告を行った。 ・たばこに関する規制 ポイ捨て防止にとまらず、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害の防止を目的に「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を制定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地の不適正管理 ・歩きたばこ禁止の周知 				
実績		目指す値	達成状況															
H21	H29	H30																
54	59	50	×															

2. 次期計画（原案骨子）

次期計画（原案）					
現状と今後5年間の展望	今後5年間の主な課題	5年後のまち (2024年3月末)	指標（複数候補）	行政の5年間の主な取組	具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・まちをきれいにする条例に基づく環境美化推進員とともに駅前クリーンアップ作戦などポイ捨て禁止の啓発活動を行っている。 ・安全で快適な生活環境の確保を目的に、歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例を施行した ・ペット等のふん公害対策について、飼い方のルールやマナーなどについて啓発・情報提供を行ってきた。 ・市営火葬場については、定期的に点検や改修工事等を行い、適切な管理に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てなどのマナー違反をなくすとともに、地域での美化活動を充実するなど、まちをきれいにする意識の更なる向上が求められている ・市内全域の公共の場所での歩きたばこが禁止であることを継続的に周知することが求められる ・飼い主のいない猫によるトラブルをなくすため、地域の環境改善が求められている ・市営火葬場を今後も適正に運営、維持管理することが求められる。 ・不法投棄をなくすため、効果的な啓発が求められている 	【地域美化・環境衛生】 ①快適な地域環境が保全されている	① 1 空き地等適正管理指導件数（環境保全課） ① 2 飼い主のいない猫の引き取り件数（奈良県郡山保健所、環境保全課） ① 3 不法投棄の回収件数（環境保全課）	① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理など快適な生活環境の確保を図ります。（環境保全課） ① 2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。（環境保全課） ① 3 飼い主のいない猫により生活環境が著しく損なわれている地域が、飼い主のいない猫を減らすために取り組む活動を支援します。（環境保全課） ① 4 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。（環境保全課） ① 5 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。（環境保全課） ① 6 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境保全課） ① 7 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。（環境保全課） ① 8 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。（環境保全課） ① 9 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。（環境保全課） ① 10 不法投棄禁止の啓発や不法投棄防止パトロールの実施等により、生活環境を保全します（環境保全課）	① 1 まちをきれいにするための啓発、空き地の管理台帳の整備、歩きたばこ等防止の指導（環境保全課） ① 2 地域の環境美化活動への支援（環境保全課） ① 3 「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費等補助金」による手術費の助成（環境保全課） ① 4 火葬場の保守点検及び適切な修繕（環境保全課） ① 5 市内環境測定の実施（環境保全課） ① 6 市内環境測定結果の公表（環境保全課） ① 7 特定施設、特定建設作業の届出指導（環境保全課） ① 8 公害防止のための組織作り、啓発、公害発生時の指導（環境保全課） ① 9 公害指導における関係機関との連携強化（環境保全課） ① 10 ごみガイドブック、ホームページ、看板等での啓発、不法投棄廃棄物の撤去、監視カメラの設置（環境保全課）

3. 庁内連携、市民等との協創のアイデア等

5年後のまち (2024年3月末)	課題解決のために必要な庁内連携	課題解決のために必要な市民・事業者に果たしてもらいたい役割	課題解決のために取り組みたい「協創」のアイデア			
			市民と	地域と	事業者・NPO等と	他の行政機関等と
【地域美化・環境衛生】 ①快適な地域環境が保全されている		[市民] ・生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。 [事業者] ・生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。	・環境美化のため、ごみのポイ捨てをしない。また、所有する土地の除草を行うなど適正に管理する ・環境美化のため、ペットの飼養方法を守る	・地域の環境保全のため、地域内で環境の実態調査	・環境美化のため、事業所周辺の清掃活動や所有する土地の除草を行うなど適正に管理する ・飼い主のいない猫を減らすため、動物愛護関係団体と連携を図る	・飼い主のいない猫を減らすため、奈良県が進めているTNR活動（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施して、元のテリトリーに戻す）の実施